

「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」における規定の解釈について
（一般編）

果実飲料公正取引協議会

本資料は、「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」（以下「果実飲料規約」という）に対する、会員企業等からの問い合わせが多い事項について、Q&A形式により、当協議会の解釈を示したものです。

これらの解釈については、あくまでも一般的な考え方を示したものであり、実際の表示作成に当たっては、法令その他規則等も勘案の上、総合的に判断する必要がありますので、判断に迷うような場合にはそれぞれの所属団体へ照会されるようお願いいたします。

◇ 主な用語の概説 ◇

- [果実の搾汁]： 果実を破碎して搾汁又は裏ごし等をし、皮、種子等を除去したもの。
- [表示基準表1]： 濃縮果汁の糖度の基準。食品表示法に基づく食品表示基準別表第3の上欄「果実飲料」の中欄「濃縮果汁」の下欄における表1。
- [表示基準表2]： 濃縮果汁の酸度の基準。食品表示法に基づく食品表示基準別表第3の上欄「果実飲料」の中欄「濃縮果汁」の下欄における表2。
- [表示基準表3]： 還元果汁の糖度の基準。食品表示法に基づく食品表示基準別表第3の上欄「果実飲料」の中欄「還元果汁」の下欄における表3。
- [表示基準表4]： 還元果汁の酸度の基準。食品表示法に基づく食品表示基準別表第3の上欄「果実飲料」の中欄「還元果汁」の下欄における表4。
- [濃縮果汁]： 果実の搾汁を濃縮したもの。「表示基準表1の基準以上の糖度」又は「表示基準表2の基準以上の酸度」であること。（例：りんごであれば、糖度が20° Bx以上のもの）
- [還元果汁]： 濃縮果汁を還元したもの。「表示基準表3の基準以上で表示基準表1の基準未満の糖度」又は「表示基準表4の基準以上で表示基準表2の基準未満の酸度」であること。（例：りんごであれば、糖度が10° Bx以上20° Bx未満のもの）
- [ジュース]： 果汁（「果実・野菜ミックスジュース」にあつては、果汁及び野菜汁であつて、果汁の使用割合が50%以上のもの。）の使用割合が100%（少量の糖類や添加物の配合は可）のもの。
果汁の種類や果粒の有無等により、「果実ジュース」、「果実ミックスジュース」、「果粒入り果実ジュース」、「果実・野菜ミックスジュース」の4

種類に分類される。

[果汁入り飲料]： 果汁の使用割合が 10%以上 100%未満であって、果汁が主原料であるもの。

[その他の飲料]： 果汁の使用割合が 10%未満であって、「商品名に果実名を使用した飲料」又は「色等によって果汁使用を連想させる飲料」であるもの。

1. 定義に関すること

Q 1 ある特定の果実飲料等に対して、果実飲料規約と他の公正競争規約とが同時に適用されることはあるのか。また、同時に適用されるとすれば、例えば、当該公正競争規約間において不当表示に関して異なる規定などがあった場合にはどのように取り扱われるのか。

A 1

- ① 果実飲料規約第2条第1項第1号において、他の公正競争規約の適用を受けるものとして、飲用乳や乳酸菌飲料等にあつては果実飲料規約の対象外とする旨が規定されていることを踏まえれば、原則として、一つのものに対して一つの公正競争規約が適用されるべきもの。
- ② 果実飲料規約にて対象外とする旨が規定されていない公正競争規約の適用を受ける飲料において、どの公正競争規約が適用されるべきかの判断については、第一義的には当該飲料の特性を踏まえて事業者側により行われるべきところ、事業者側においてその判断が難しいときには、関係するそれぞれの公正競争規約を運用する公正取引協議会に事前相談することが望ましい。
- ③ したがって、当該公正競争規約間において、例えば、不当表示に関して異なる規定などがあったとしても、適用されるべきと判断された規約に基づくこととなる。
- ④ なお、果実飲料公正取引協議会では、最近、新しいジャンルのものが次々と登場してきていることを踏まえ、果実飲料規約の改正に当たっては、第2条第1項第1号の規定に対象外とすべきジャンルの品目を追加していくことにより、果実飲料規約の対象か否かをより明確化していくこととしている。

Q 2 いわゆるノンアルコール飲料は、果実飲料規約の対象となるのか。

A 2

- ① 果実飲料規約の対象となるのは、本資料1~2ページ目の「主な用語の概説」における「ジュース」、「果汁入り飲料」及び「その他の飲料」の3つの区分であり、これらのいずれかに該当するものであれば、同規約が適用されることになる。
- ② 一方、果実飲料規約では、酒税法に規定する酒類を対象外としているので、アルコール分が1%以上であつて、同法の適用を受ける飲料は除外しているところである。
- ③ 即ち、アルコール分が1%未満であつて、酒税法の適用を受けないノンアルコール飲料

（「清涼飲料水」の範疇に入る。）については、果実飲料規約における定義に照らして、対象であるか否かを判断することとなる。例えば、果汁の使用割合が10%未満（果汁を不使用のものも含める）のものであっても、「商品名に果実名を使用した飲料」又は「色等によって果汁使用を連想させる飲料」という要件を満たせば、同規約上の「その他の飲料」の区分に該当するものとして同規約の対象となり、必要表示や不当表示の規定の適用を受けることとなる。

2. 表示方法に関すること

Q3 果汁5%未満の「その他の飲料」については、商品名と同一視野に「果汁〇%」又は「無果汁」と表示することとなっているが、消費者によってはアレルギー疾患等の健康被害を引き起こすおそれのある果汁を微量に使用している場合にはどのように表示すればよいか。

A3

- ① 果実飲料規約における「果汁入り飲料」及び「その他の飲料」に対する果汁の使用割合について、同規約第3条第2項第1号ア及びイの規定に基づき、数値で表示する際にはすべて整数値で表示するように指導してきている。
- ② したがって、「その他の飲料」のうち果汁5%未満1%以上のものにあつては、「無果汁」又は「果汁4%」、「果汁3%」、「果汁2%」、「果汁1%」のいずれかの整数値で表示し、果汁1%未満のものにあつては「無果汁」と表示することとなる。
- ③ 一方、消費者によってはアレルギー疾患等の健康被害を引き起こすおそれのある果汁として行政庁が注意を喚起している次に掲げる果汁を使用した果実飲料等について、果実飲料規約に基づき「無果汁」と表示をすることは、消費者に誤認を与え、かつ、健康被害を引き起こすことが懸念される。

- ・ 平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知「食品表示基準について」の「別添 アレルゲンを含む食品に関する表示」の第1の2の(2)において「特定原材料に準ずるもの」として掲げる次のもの。

オレンジ、キウイフルーツ、バナナ、もも及びりんご

(参照 URL <http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>)

- ・ 食品中の特定成分が薬物の代謝に影響を与えるものとして厚生労働省が注意を喚起する次のもの。

グレープフルーツ

(注) グレープフルーツジュースと血圧降下剤であるジヒドロピリジン系カルシウム拮抗薬

の同時摂取により、薬が効きすぎの状態となり、低血圧症状を招く。

(参照 URL <https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/food/e-06-002.html>)

- ④ このため、これらの果汁を使用した果汁 5%未満の「その他の飲料」については、“果汁の使用割合が 1%未満”である場合に限り、「無果汁」の表示に代えて“果汁の使用割合を小数点以下の数値で表示する”ことを推奨し、その桁数については事業者側の思慮分別に委ねるものとする。
- ⑤ なお、上記③の行政庁が公表している果汁を使用していない果実飲料等については、上記②に則して表示すべきことに変わりはない。

Q 4 還元果汁を使用したジュースにおいて、表示基準表 3 に示された糖度や表示基準表 4 に示された酸度よりも高い値をもって、果汁の使用割合が高いことを示唆しようとする「130%」や「1.3 倍」等を商品ラベルの正面等に表示することは可能か。

A 4

- ① ジュースに使用できる還元果汁の定義については、「表示基準表 3 の基準以上であって、表示基準表 1 の基準未満の糖度」又は「表示基準表 4 の基準以上であって、表示基準表 2 の基準未満の酸度」とされている。(例えば、りんごの場合には、10° Bx 以上 20° Bx 未満のもの。)
- ② 一方、果実飲料規約における特定事項の表示基準の規定では、果実ジュース及び果実ミックスジュースに果汁の使用割合を表示する場合には、商品名と同一視野に 14 ポイント以上の文字で「果汁 100%」と表示できるとされている。
- ③ 即ち、例えば濃縮還元のりんごジュースにあつては、「果汁の糖度が 10° Bx 以上 20° Bx 未満」のものは全て「果汁 100%」のジュースであり、果汁の使用割合として 100%を超える数値を表示することは、表示基準表 1 の基準以上の「濃縮果汁」を意味している。
- ④ よって、表示基準表 3 や表示基準表 4 の下限値に比較して、その値が若干高いということをもって「130%」や「1.3 倍」等の表示を果実ジュース及び果実ミックスジュースに用いることは、消費者に対して著しい誤認を与えることとなるので、厳に慎むべきである。